

藤沢市公民館運営審議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市公民館運営審議会委員に委嘱する。

2010年（平成22年）6月25日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿己

1 氏名等

公民館	ふりがな 氏名	生年月日	住所	選出区分	新任 再任 の別
村岡	たきざわ ゆみこ 瀧澤 由美子			学校教育関係	新任
明治	えぼら けい 江原 敬			学校教育関係	新任
御所見	いだ ひとし 井田 均			学校教育関係	新任
遠藤	はぎわら まさる 萩原 雅			学校教育関係	新任
湘南 大庭	ます まちお 升 満知男			学校教育関係	新任

2 任期

2010年6月26日から2011年6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市公民館運営審議会委員のうち、学校教育関係者5名に変更が生じたため、社会教育法第29条及び第30条並びに藤沢市公民館条例第4条の規定に基づき、その残任期間にかかる委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法抜粋

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

藤沢市公民館条例抜粋

(運営審議会委員)

第4条 法第29条の規定により、第2条に定める公民館に、それぞれ公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、6人とする。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の理由がある場合は、任期中でも解嘱することができる。

5 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。